

## 名張市観光パンフレット制作業務委託プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和元年11月11日

名張市長 亀井 利克

本要領は、名張市が「名張市観光パンフレット制作業務委託」の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項について定めるものとする。

### 1 業務概要

- (1) 目的：名張市内の観光情報を、分かりやすく効果的に発信するための名張市総合観光パンフレットを制作することを目的とする。
- (2) 業務名：名張市観光パンフレット制作業務委託
- (3) 業種：広告代理・企画
- (4) 業務場所：名張市 鴻之台 外 地内
- (5) 業務内容：別紙「名張市観光パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり
- (6) 履行期限：契約締結日から令和2年3月31日（火）
- (7) 提案上限額：1, 820, 000円（税抜、別途消費税等）  
当該金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

### 2 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成27年度以降に、写真が掲載されている20ページ以上の出版物の制作実績

があること。

### 3 スケジュール

内 容	期 日	様 式
参加募集開始	令和元年11月11日(月)	
参加申込期間	令和元年11月12日(火)から 11月25日(月)まで	別紙様式1
質問期間	令和元年11月12日(火)から 11月18日(月)まで	別紙様式2
質問への回答	令和元年11月19日(火)まで	
企画提案書提出期間	令和元年12月 2日(月)から 12月16日(月)まで	別紙様式3 別紙様式4 別紙様式5
プレゼンテーション	令和元年12月25日(水)	
プロポーザル実施 結果通知	令和2年 1月 6日(月) (予定)	
契約予定日	令和2年 1月16日(木) (予定)	

### 4 参加申込手続

- (1) 提出期限：令和元年11月25日(月) 17時必着
- (2) 提出先：名張市 産業部 観光交流室
- (3) 提出方法：持参
- (4) 提出書類：ア 参加申込書(別紙様式1) 1部  
イ 参加資格要件(第5号)を満たしていることが確認できる契約書の写し 1部

### 5 質問及び回答

- (1) 提出期限：令和元年11月18日(月) 17時必着
- (2) 提出先：名張市 産業部 観光交流室
- (3) 提出方法：電子メール又はFAX
- (4) 提出書類：質問書(別紙様式2) 1部
- (5) 回答期日：令和元年11月19日(火)
- (6) 回答方法：質問者の名称等を伏せた上で、随時、辞退したものを除くすべての参加者に電子メール又はFAXで回答する。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法等

- ア 提出期限：令和元年12月16日（月） 17時必着
- イ 提出先：名張市 産業部 観光交流室
- ウ 提出方法：持参又は書留郵便（レターパックプラスでも可）※期限内必着

### (2) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書に次の項目を記載すること。

- (ア) 本提案の基本的な考え方
- (イ) 受注者が考える「名張らしさ」の定義
- (ウ) 本パンフレットの表紙イメージ
- (エ) 本パンフレットの名張市観光誌面（メイン）のイメージ（2ページ分）  
※上記企画提案書を作成するに当たり、名張市ホームページの観光ガイドページに掲載している写真の使用を許可する。

#### イ 見積書（別紙様式3）及び内訳書（任意様式）

仕様書等を参考に本業務に係る費用について積算した見積書及び内訳書を提出すること。

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

また、「1 業務概要（7）」で示した提案上限額を超えないこと。

※見積金額には、受託事業者が入手する素材データ及び画像予定数として次に記載するものを含むこと。

- (ア) イラスト 30点
- (イ) 写真 20点（現地取材を含む。）

#### ウ 会社概要（任意様式）

#### エ 業務実績調書（別紙様式4）

「2 参加資格要件等（5）」で示した出版物又はデジタルブック（印刷したもの）を添付すること。

#### オ 業務執行体制表（別紙様式5）

本業務に係る各業務の担当者の経歴等を記載すること。

### (3) 提出部数

- ア 提出書類の部数は、正本1部、副本7部とする。
- イ サイズは、すべてA4サイズとすること。

## 7 審査の方法

### (1) 選定委員による審査

名張市産業部観光交流室内に設置する名張市観光パンフレット制作業務委託事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）により、別添「基準採点表」に基づき、企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

### (2) 書類審査

提案者が提出した「6 企画提案書等の提出の（2）提出書類」の書類により審査を行う。

### (3) プレゼンテーション審査

提案者は、企画提案書等の内容に基づき、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）と質疑応答を行う。

なお、プレゼンの順番は企画提案書の受付順とする。

ア 日 時：令和元年12月25日（水）

※日程の詳細は、令和元年11月26日（火）（予定）に提案者へ郵送にて通知する。

イ 会 場：名張市役所 3階 304会議室

ウ 内 容：事前に提出した企画提案書等の書類の項目及び内容について、説明等を行うこと。

なお、プレゼン当日に新たな資料の配布は認めない。

エ 出席者：3名以内

オ 機 材：会場には、スクリーン及びプロジェクターを用意するので、提案者は各自のプレゼンに必要なノートパソコン等の実機を用意すること。

カ 所要時間：30分以内（提案書説明等15分、質疑応答15分）とする。

キ 傍聴等：プレゼンは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

## 8 最優秀提案者の選定

### (1) 選定方法

ア 選定委員は、提出書類及びプレゼンでの提案内容を審査項目に沿って審査し、その合計得点により提案者の順位付けを行う。

イ アの審査において、合計得点の最も高い者を最優秀提案者として選定する。合計得点と同点の場合は、見積金額が安価な者を選定し、見積金額も同額であった場合は、両者にくじを引かせて選定する。

### (2) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンを行ったすべての提案者に対し、令和2年1月16日（木）（発送予定）に書面にて通知するとともに、名張市ホームページへ公表する。

## 9 契約に関する事項

### (1) 仕様の調整

名張市と最優秀提案者で企画提案をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。

### (2) 契約の締結

最優秀提案者は、名張市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合、随意契約による契約を行う。

また、協議の結果、契約に至らなかったときは、「8 最優秀提案者の選定（1）イ」において次順位であった者と同様に協議を行うこととし、以下同様とする。

### (3) 契約保証金

名張市契約規則（平成11年規則第20号）第37条第7項に基づき、契約保証金は免除とする。

## 10 失格要件

次のいずれかに該当した場合、当該提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出後、参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案上限額を超える金額の見積もりをしたとき。
- (4) 提出書類が期限内に提出されないとき。
- (5) その他選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不当と認められるとき。

## 11 留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。
- (2) プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更及び差し替えは認めない。  
ただし、選考委員会から要請があった場合は、この限りでない。
- (4) 提出書類は、参加資格の有無にかかわらず一切返却しない。
- (5) 名張市から得た資料、情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

## 12 情報公開

提出書類は、名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開する。

## 13 所管室・連絡先

事務局：名張市 産業部 観光交流室 担当：坂元

〒518-0429 名張市鴻之台1番町1番地

TEL：0595-63-7648

FAX：0595-64-0644

メール：kankou@city.nabari.mie.jp